



自転車を含む

軽車両の路側帯の通行方法が変わります!

～平成25年12月1日、道路交通法の一部を改正する法律の施行!～

これまで路側帯は双方向に通行することができましたが、自転車同士の接触事故等の発生を未然に防止するとともに、軽車両の通行ルールの斉一性を向上させ、通行ルールの徹底を図るために、**軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限られることとなりました。**



この白線は、「**路側帯標示**」です。
白線から路肩までの部分が「**路側帯**」となります。

この白線は、「**車道外側線**」です。
白線から縁石までの部分は「**車道**」となります。

歩道がある場合は、「**路側帯**」ではありません!

ポイント!

歩道以外の場所を走行する場合は、道路の右側部分を通行することはできません!